

吸収合併に関する事前開示書面

2023年3月24日

株式会社小野測器

小野測器ソフトウェア株式会社

2023年3月24日

横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
株式会社小野測器
代表取締役 大越 祐史

横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
小野測器ソフトウェア株式会社
代表取締役 橋本 善博

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

今般、株式会社小野測器（以下「吸収合併存続会社」という。）および小野測器ソフトウェア株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、2023年3月17日付で締結した吸収合併契約書に基づき、2023年5月1日を効力発生日とする吸収合併を行うことといたしました。つきましては、下記事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1記載のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項
該当事項はありません。
4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項
 - (1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社の最終事業年度の計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - (2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える後発事象
該当事項はありません。
 - (3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併消滅会社の最終事業年度の計算書類等は、別紙3のとおりです。

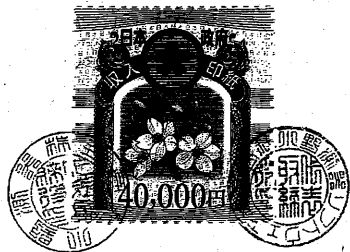
(4) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える後発事象
該当事項はありません。

6. 吸収合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
本吸収合併効力発生後の吸収合併存続会社の資産額は、債務額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本件合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務については、その履行の見込はあると判断しております。

7. 事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社小野測器（本店所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号、以下「甲」という。）と小野測器ソフトウェア株式会社（本店所在地：神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号、以下「乙」という。）は、合併に際して以下のとおり合意した。

第1条（合併の方法）

甲および乙は合併し、甲は存続するものとし、乙は解散するものとする。

第2条（効力発生日）

合併の効力発生日は、2023年5月1日とする。ただし、甲および乙による事前協議によりこれを変更することを妨げない。

第3条（新株の発行および金銭等の交付）

甲は乙の発行済株式のすべてを所有しているため、合併の実施に伴う新株の発行およびその他金銭等の交付は、いずれについてもこれを行わない。

第4条（増加すべき資本金および準備金）

合併により甲は資本金および資本準備金等の額を増加しない。

第5条（権利義務の承継）

乙は2022年12月31日現在の乙の貸借対照表およびその他同日現在の計算を根拠とし、これに合併の効力発生に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を合併の効力発生日において甲に引き継がなければならない。

- 乙は2023年1月1日から合併の効力発生日に至るまでの期間の資産および負債の変更などについて、その内容を別に計算書を添付の上、甲に明示するものとする。

第6条（善管注意義務）

甲および乙は本契約書締結後、合併の効力発生日までの期間において、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を遂行するとともにそれぞれの財産についても管理し、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ相手方との事前の協議を行い、同時に合意を得なければならないものとする。

第7条（簡易・略式合併）

甲は会社法第796条第2項の規定により、乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約書につきそれぞれの株主総会の承認を得ることなく合併する。

第8条（合併前に就任した甲の取締役および監査役の任期）

合併の効力発生日前に甲の取締役および監査役に就任した者の任期は、合併にかかわらず、甲の定款第20条および第31条に定めるところによる。

第9条（変更等）

本契約書締結の日から合併の効力発生日に至るまで、天災地変、その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態などに著しい事由、変化等が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件およびその他本契約書に定められる条文の内容を変更または解除することができるものとし、変更、解除後の条文について甲および乙は互いにその後の契約書を取り交わす。

第10条（解散費用）

合併の効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項、事由の他、合併に際し追加的に必要な事項などについては甲乙協議の上これを定め、その内容を別途文書により取り交わすものとする。

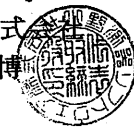
以上、本契約成立を証するため、本契約書を1通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、甲がその正本を保有し、乙がその写しを保有する。

2023年3月17日

(甲) 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
株式会社小野測器
代表取締役 大越 祐史



(乙) 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目9番3号
小野測器ソフトウェア株式会社
代表取締役 橋本 善博



別紙2 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,441	流動負債	5,732
現金及び預金	2,276	買掛金	386
受取手形	272	短期借入金	3,600
売掛金	3,195	1年内返済予定の長期借入金	500
商品及び製品	498	未払法人税等	87
仕掛品	1,003	未払費用	288
原材料及び貯蔵品	1,060	賞与引当金	61
その他の	139	契約負債	503
貸倒引当金	△5	その他	305
固定資産	12,667	固定負債	1,990
有形固定資産	10,698	退職給付に係る負債	1,885
建物及び構築物	3,307	繰延税金負債	0
機械装置及び運搬具	331	その他	103
工具、器具及び備品	159	負債合計	7,722
土地	6,743	純資産の部	
建設仮勘定	156	株主資本	12,524
無形固定資産	313	資本金	7,134
ソフトウェア	304	資本剰余金	1,800
ソフトウェア仮勘定	3	利益剰余金	4,907
その他	5	自己株式	△1,317
投資その他の資産	1,656	その他の包括利益累計額	562
投資有価証券	1,388	その他有価証券評価差額	470
繰延税金資産	77	為替換算調整勘定	92
保険積立金	137	退職給付に係る調整累計額	△0
その他	52	新株予約権	188
		非支配株主持分	110
		純資産合計	13,386
資産合計	21,109	負債純資産合計	21,109

連結損益計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		10,928
売上原価		5,681
売上総利益		5,246
販売費及び一般管理費		5,190
営業利益		55
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	54	
受取保険金	18	
保険解約戻金	80	
雇用調整助成金	3	
賃借収入	24	
その他	24	
営業外費用		209
支払利息	22	
支払手数料	8	
賃借収入原価	10	
為替差	5	
その他	6	
経常利益		211
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		255
法人税、住民税及び事業税	67	
法人税等調整額	△63	4
当期純利益		250
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		246

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	7,134	1,800	4,668	△1,342	12,260
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△2		
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	7,134	1,800	4,666	△1,342	12,258
当 期 変 動 額					
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			246		246
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			△5	24	19
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	240	24	265
当 期 末 残 高	7,134	1,800	4,907	△1,317	12,524

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株 主 持 分	純資産合計
	その他有価 証券評価差額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	190	14	△7	197	166	96	12,720
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額							△2
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	190	14	△7	197	166	96	12,718
当 期 変 動 額							
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							246
自 己 株 式 の 取 得							△0
自 己 株 式 の 処 分							19
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	280	77	6	364	22	14	401
当 期 変 動 額 合 計	280	77	6	364	22	14	667
当 期 末 残 高	470	92	△0	562	188	110	13,386

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社7社は全て連結されております。

主要な連結子会社

オノソッキテクノロジーインク

上海小野測器測量技術有限公司

当連結会計年度から、会社設立により株式会社Sound Oneを新たに連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社が存在しないため、該当する事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない…連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない…移動平均法による原価法

株式等

② 棚卸資産

主として、下記の評価基準及び評価方法を採用しております。

製品・半製品…総平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料…移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品…個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品…移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) ……主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

③ リース資産…定額法

(リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

①計測機器事業

各種センサ類、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器、音響・振動計測機器、トルク計測機器、自動車性能計測機器、ソフトウェア及びこれらのアッセンブルによるデータ解析機器等であり、当社グループではこれらを主として見込生産により提供しております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断されますが、出荷時点から製品及び商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しております。ただし、一部保守契約についてサービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

②特注試験装置及びサービス事業

研究開発用途や品質管理用途の特注試験装置の提供、音響・振動に関するコンサルティングサービス、当社製品のアフターサービス、エンジニアリングサービス等を行っており、これらは個別受注生産により対応しております。これらについては顧客による検収がされた時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました顧客に支払われる販売手数料や報奨金及び営業外費用に計上しておりました売上割引を売上高から控除しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に区分表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当連結会計年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、従来の方と比較して、当連結会計年度の売上高は57百万円減少、販売費及び一般管理費は31百万円減少、営業利益は25百万円減少、営業外費用は23百万円減少、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「為替差損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「為替差損」は2百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

特注試験装置及びサービス事業の固定資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,291百万円
無形固定資産	105百万円
減損損失	一百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、事業用資産については顧客に提供する製品・サービスの特性をベースとしてグルーピングしております。減損損失の認識の判定は、資産グループの来年度計画及び将来の事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行なっております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

特注試験装置及びサービス事業の資産グループにおいて減損の兆候があると判断しましたが、上記判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は認識しておりません。

(2) 主要な仮定

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された2023年度の事業計画を基礎としております。当該計画の売上予測にあたっては、当連結会計年度末の受注残高、翌期以降の受注見込み及び過去の受注実績の動向等を加味して策定しております。

なお、半導体など部品の供給不足の影響については、徐々に収束し2023年度末までに回復に向かうと仮定を置き、事業計画の策定を行っております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、連結計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、今後の経済情勢等の変化によって、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,948百万円
なお、上記金額には減損損失累計額15百万円が含まれております。	
2. 有形固定資産の取得価額より直接減額されている圧縮記帳額	98百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項は次のとおりであります。

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度 末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	12,200	—	—	12,200
合計	12,200	—	—	12,200

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当
該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年1月31日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	51百万円
(ロ) 1株当たりの配当額	5.00円
(ハ) 基準日	2022年12月31日
(ニ) 効力発生日	2023年2月28日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 2017年3月17日取締役会決議分 (第1回新株予約権)
普通株式 25,700株

(2) 2018年3月16日取締役会決議分 (第2回新株予約権)
普通株式 34,900株

(3) 2019年3月14日取締役会決議分 (第3回新株予約権)
普通株式 51,600株

(4) 2020年3月16日取締役会決議分 (第4回新株予約権)
普通株式 83,600株

(5) 2021年3月16日取締役会決議分 (第5回新株予約権)
普通株式 77,100株

(6) 2022年3月18日取締役会決議分 (第6回新株予約権)
普通株式 88,300株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に関する規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

デリバティブは規程に従い、担当部門において執行・管理されております。なお、当連結会計年度において、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 その他有価証券	1,381	1,381	—
資産計	1,381	1,381	—
長期借入金	500	490	(9)
負債計	500	490	(9)

※1. 現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

※2. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

※3 非上場株式（連結貸借対照表計上額6百万円）については、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,381	—	—	1,381
資産計	1,381	—	—	1,381

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年12月31日）

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	490	—	490
負債計	—	490	—	490

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結損益計算書計上額
	計測機器	特注試験装置及びサービス	計				
売上高							
日本	3,059	6,047	9,107	12	9,119	—	9,119
アジア	697	622	1,320	—	1,320	—	1,320
北米	166	93	260	—	260	—	260
欧州	28	164	192	—	192	—	192
その他	6	28	35	—	35	—	35
顧客との契約から生じる収益	3,959	6,956	10,915	12	10,928	—	10,928
外部顧客への売上高	3,959	6,956	10,915	12	10,928	—	10,928
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	144	144	△144	—
計	3,959	6,956	10,915	157	11,072	△144	10,928

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

期首残高	133百万円
当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額	133百万円
期末残高	503百万円

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、契約負債として表示しております。なお、契約資産はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,262.78 円
2. 1株当たり当期純利益	23.82 円
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	23.06 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,394	流動負債	5,652
現金及び預金	1,337	買掛金	394
受取手形	272	短期借入金	3,600
売掛金	3,149	1年内返済予定の長期借入金	500
商品及び製品	442	未払金	54
仕掛品	1,000	未払費用	285
原材料及び貯蔵品	1,060	未払法人税等	72
その他	131	未払消費税等	124
固定資産	12,788	契約負債	456
有形固定資産	10,657	預り金	108
建物	3,266	賞与引当金	55
構築物	40	その他	1
機械及び装置	311	固定負債	1,977
車両及び運搬具	2	退職給付引当金	1,874
工具、器具及び備品	136	長期未払金	97
土地	6,743	その他	5
建設仮勘定	156	負債合計	7,630
無形固定資産	261	純資産の部	
ソフトウェア	256	株主資本	11,892
電話加入権	4	資本金	7,134
その他	1	資本剰余金	1,800
投資その他の資産	1,868	資本準備金	1,800
投資有価証券	1,381	利益剰余金	4,275
関係会社株式	236	その他利益剰余金	4,275
繰延税金資産	78	繰越利益剰余金	4,275
敷金及び保証金	34	自己株式	△1,317
保険積立金	137	評価・換算差額等	470
		その他有価証券評価差額	470
		新株予約権	188
		純資産合計	12,551
資産合計	20,182	負債純資産合計	20,182

損益計算書

(自 2022年1月1日
至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		10,294
売上原価		5,625
売上総利益		4,669
販売費及び一般管理費		4,756
営業損失		87
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	184	
受取保険金	18	
保険解約返戻金	80	
雇用調整助成金	3	
賃貸収入	45	
経営指導料	10	
その他	20	363
営業外費用		
支払利息	22	
賃貸収入原価	19	
支払手数料	8	
その他	8	60
経常利益		215
特別利益		
投資有価証券売却益	44	44
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		259
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	△69	△34
当期純利益		293

株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	7,134	1,800	1,800
会 計 方 針 の 変 更 に 額 よ る 累 積 的 影 響			
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	7,134	1,800	1,800
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	7,134	1,800	1,800

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,989	3,989	△1,342	11,581
会 計 方 針 の 変 更 に 額 よ る 累 積 的 影 響	△2	△2		△2
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	3,987	3,987	△1,342	11,579
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	293	293		293
自 己 株 式 の 取 得			△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	△5	△5	24	19
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	287	287	24	312
当 期 末 残 高	4,275	4,275	△1,317	11,892

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	190	190	166	11,938
会 計 方 針 の 変 更 に 額 よ る 累 積 的 影 響				△2
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	190	190	166	11,936
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益				293
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 の 処 分				19
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	280	280	22	302
当 期 変 動 額 合 計	280	280	22	615
当 期 末 残 高	470	470	188	12,551

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない………移動平均法による原価法

株 式 等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・半製品………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原 材 料………移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品………個別法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品………移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) ……主として定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

(3) リース資産……定額法

(リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする方法)

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を発生時から費用処理しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

①計測機器事業

各種センサ類、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器、音響・振動計測機器、トルク計測機器、自動車性能計測機器、ソフトウェア及びこれらのアッセンブルによるデータ解析機器等であり、当社グループではこれらを主として見込生産により提供しております。このような製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で、顧客がその支配を獲得し履行義務が充足されると判断されますが、出荷時点から製品及び商品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の間であるため、代替的な取扱いにより、出荷時点で収益を認識しております。ただし、一部保守契約についてサービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

②特注試験装置及びサービス事業

研究開発用途や品質管理用途の特注試験装置の提供、音響・振動に関するコンサルティングサービス、当社製品のアフターサービス、エンジニアリングサービス等を行っており、これらは個別受注生産により対応しております。これらについては顧客による検収がされた時点で履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含まれておりません。また、契約条件に従って、履行義務の充足前に前受けの形式により対価を受領する場合には、契約負債を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました顧客に支払われる販売手数料や報奨金及び営業外費用に計上しておりました売上割引を売上高から控除しております。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、従来の方法と比較して、当事業年度の売上高は60百万円減少、販売費及び一般管理費は35百万円減少、営業損失は25百万円増加、営業外費用は23百万円減少、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度の計算書類

に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

特注試験装置及びサービス事業の固定資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	1,276百万円
無形固定資産	54百万円
減損損失	一百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表(会計上の見積りに関する注記)に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	12,803 百万円
なお、上記金額には減損損失累計額15百万円が含まれております。	
2. 有形固定資産の取得価額より直接減額されている圧縮記帳額	98 百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権	113 百万円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	31 百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	526 百万円
2. 関係会社からの仕入高	261 百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高	168 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度増加 株式数 (千株)	当事業年度減少 株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,871	0	34	1,836
合計	1,871	0	34	1,836

(注) 1. 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

2. 自己株式(普通株式)の減少は、ストックオプションの行使による減少34千株によるもの、ならびに単元未満株式の売渡し0千株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	572 百万円
投資有価証券評価損	145 百万円
関係会社株式評価損	13 百万円
棚卸資産評価損	12 百万円
未払事業税	15 百万円
未払事業所税	9 百万円
賞与引当金	17 百万円
長期未払金	29 百万円
新株予約権	57 百万円
税務上の繰越欠損金	404 百万円
その他	7 百万円
繰延税金資産小計	1,284 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 402 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 747 百万円
繰延税金資産合計	134 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△ 56 百万円
繰延税金負債合計	△ 56 百万円
繰延税金資産の純額	78 百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表(収益認識に関する注記)」に同一の内容を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,192.98 円
2. 1株当たり当期純利益	28.35 円
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	27.45 円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

第69期（自2022年1月1日至2022年12月31日）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大、世界的な半導体部品等の供給不足や、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格の高騰、急速な円安の進行、さらには中国における対コロナ政策による物流等への影響など、引き続き不透明な状況が継続しました。

当社グループの主要顧客である自動車業界においては、急速に進行する電動化対応を強化する一方、半導体不足等による生産の落ち込みが解消に至らない状況が継続しております。

このような事業環境のなか、受注高は11,201百万円（前期比0.4%減）となりました。一部に回復の傾向も見られますが、依然としてお客様の設備投資に対する姿勢は慎重であり、回復は緩やかであります。

売上高は、10,928百万円（前期比10.9%増）となりました。第2四半期から第3四半期にかけては、部品供給不足の影響により、受注残高を売上へ結びつけることが難しい状況が生じておりましたが、第4四半期に入り、一部の欠品部品が調達できたことから生産が回復し、ほぼ想定どおりの売上高を計上することができました。

これらの結果、当連結会計年度末の受注残高は、5,418百万円（前期比5.3%増）となりました。

損益面では、営業利益は55百万円（前期は859百万円の営業損失）、経常利益は211百万円（前期は685百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は246百万円（前期は1,271百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

生産の効率化に向けた取り組みなどを継続したことから、売上原価率は52.0%（前期は56.1%）と改善することができました。原材料価格の上昇があるものの、販売価格の適正化に努めております。

販売費及び一般管理費は、全体的な費用の見直しを進めました。研究開発費は、部品の長納期化に対応した設計変更を含め121百万円増加する一方、減価償却費の減少や、費用圧縮等により収益性が改善され、営業利益を計上することができました。また、保険商品の変更等による保険解約返戻金80百万円、政策保有株式の見直しに伴う投資有価証券の売却益44百万円により、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益が増加いたしました。

当社グループでは、大きく変化する事業環境に対応し、更なる成長を遂げ、また当社グループが描くビジョン（ありたい姿）を実現するため、新中期経営計画「Challenge Stage III」を策定いたしました。本中期経営計画におきましては、コロナ禍によって大きな影響を受けた業績の回復を目指し、「事業再生」の方針を掲げて推進いたします。また、クラウド事業領域に進出することを目的として、株式会社Sound One（本社横浜市、資本金90百万円）を設立し、9月より業務を開始しました。当該子会社の設立による当期業績に与える影響は軽微であります。これらの詳細につきましては、2022年1月28日公表の「中期経営計画「Challenge Stage III」策定に関するお知らせ」、および2022年8月30日公表の「子会社設立に関するお知らせ」をご参照ください。（当社ウェブサイト <https://www.onosokki.co.jp>）

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【計測機器】

「計測機器」は、受注高は3,886百万円（前期比5.0%減）、売上高は3,959百万円（前期比5.1%増）、セグメント損益は119百万円の利益（前期は309百万円の損失）となりました。

回転速度分野、寸法変位分野など生産ライン関連商品や、音響・振動関連のセンサ類、半導体製造ライン向けの厚さ計等が好調に推移しました。一方、データ処理分野につきましては、部品の長納期化等を踏まえた昨年度中の前倒し発注の反動等により想定を下回り、微増にとどまりました。

当社の製品は多品種少量生産であることから、部品の長納期化の影響は広範囲の製品に及びます。当社としましては、部品の在庫確保や先行発注等を行っているものの、一部の部品欠品による生産遅延が発生し、受注や売上に影響がありました。部品の長納期化については、緩和の兆しが見えつつあり、今後の改善に期待するものです。

また、中期経営計画の施策として、計測機器のグローバル市場での拡販を掲げておりますが、中国におけるコロナ対策の影響もあり、販売増に繋がる積極的な活動ができませんでした。

【特注試験装置及びサービス】

「特注試験装置及びサービス」は、受注高は7,302百万円（前期比2.3%増）、売上高は、6,956百万円（前期比14.5%増）、セグメント損益は63百万円の損失（前期は549百万円の損失）となりました。

期首受注残高が大きく増加しておりましたが、部材の供給不足や他社納入品の遅延に伴い、売上予定であった案件が先送りとなるなど、第3四半期まで影響が顕著に表れておりました。期末に向けて生産、出荷、現地調整等に注力し、相当量の案件の売上計上ができたものの、先送り案件をすべて解消するには至りませんでした。

なお、修理・校正などのアフターサービスや受託試験などのエンジニアリング領域は、堅調に推移いたしました。

【その他】

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、損害保険代理業務および当社が所有する土地・建物の管理業務、その他当社からの委託業務等を行っております。

当区分の売上高は157百万円（前期比1.2%増）、セグメント利益は31百万円（前期比12.2%増）となりました。なお、当区分の外部顧客に対する売上高は12百万円（前期比1.7%増）であります。

（セグメント別の受注高・売上高状況）

セグメントの名称	受 注 高			売 上 高		
	前年度 第68期	当年度 第69期	増減率	前年度 第68期	当年度 第69期	増減率
計 測 機 器	百万円 4,091	百万円 3,886	% △5.0	百万円 3,765	百万円 3,959	% 5.1
特注試験装置及びサービス	7,137	7,302	2.3	6,075	6,956	14.5
そ の 他	155	157	1.2	155	157	1.2
（調整額）（注）1	△143	△144	—	△143	△144	—
合 計	11,241	11,201	△0.4	9,852	10,928	10.9

（注）1.（調整額）はセグメント間取引消去であります。

2. 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は455百万円ですが、特記すべき設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関2行と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、大きく変化する事業環境に対応し、更なる成長を遂げ、また当社グループが描くビジョン（ありたい姿）を実現するため、新中期経営計画「Challenge Stage III」を策定し、2022年1月28日に公表しました。本中期経営計画におきましては、コロナ禍によって大きな影響を受けた業績の回復を目指し、「事業再生」の方針を掲げて推進いたします。

成長戦略としましては、「環境」「社会的課題の解決」を通じた成長の実現を掲げております。音環境に関する新しい取り組みとしましては、株式会社Sound Oneを設立し、これまでコンサルティング業務で培ってきた音の感性評価と、計測機器事業の音響解析の技術を組み合わせたWebサービスを提供するクラウド事業領域に進出いたしました。今後もお客様との価値共創を目指し、広く社外との連携を深め、新たな技術の創造による新商品、新サービスの開発に取り組みます。また、計測、解析、課題解決、ベンチ運用等をエンジニアリングすることでサービスによる収益を確立し、同時にそこから得られる市場情報を、いち早く商品開発へとフィードバックする体制を整えてまいります。既存の製品群につきましては、最新の技術によるアップデートを行うとともに、グリーンイノベーションへの対応等に向け、アプリケーションの充実に取り組みます。

業績伸長への取り組みとしましては、アジア地域を中心とした海外市場の強化による収益の拡大を掲げております。今期は中国におけるコロナ対策の影響もあり、販売増に繋がる十分な活動ができませんでした。今後は海外現地法人との連携をより一層強化し、サービス体制の拡充とともに、グローバル市場での拡販を図ってまいります。また、Web展示会やウェビナーなど、DXをより一層進展させ、これをマーケティング分野にも応用することで、新市場の開拓に取り組んでまいります。

構造改革への取り組みとしましては、DXとオープンイノベーションの推進による改革の実現を掲げております。人財の育成に取り組み、従業員エンゲージメントの向上を目指すとともに、DXや社外との連携により変革を加速させてまいります。また、当社社員全員が、必ず新たな「挑戦」をする施策を進めてまいります。

これらの活動を通じまして、持続的な成長と中長期での企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

区 分	2019年度 第 66 期	2020年度 第 67 期	2021年度 第 68 期	2022年度 第 69 期
受 注 高(百万円)	13,308	9,983	11,241	11,201
売 上 高(百万円)	13,034	11,841	9,852	10,928
親会社株主に帰属する当期純利益または 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	357	△576	△1,271	246
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)(円)	32.03	△51.43	△114.67	23.82
純 資 産(百万円)	15,104	14,211	12,720	13,386
総 資 産(百万円)	22,043	20,807	19,446	21,109

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、期中発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 収益認識に関する会計基準を第69期の期首から適用しており、第69期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
オノエンタープライズ株式会社	20百万円	100%	損害保険代理業および不動産の管理
株式会社Sound One	90百万円	100	インターネットを経由したソフトウェア、各種情報および情報収集を提供するクラウドサービス
オノソッキ テクノロジー インク	100千米ドル	100	北米および欧州の一部における当社製品の販売およびエンジニアリングサービス
オノソッキ (タイランド)	6百万タイ バーツ	49	東南アジアにおける当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
オノソッキインド ディア	40百万イ ンドルピ ー	100	インド地域における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス
上海小野測器測量技術 有限公司	5百万人民 元	100	中華人民共和国における当社製品の販売および特注試験装置のメンテナンスサービス

- (注) 1. オノソッキ(タイランド)は、支配力基準の適用により、実質的に支配していると認められたため、連結子会社としております。
2. オノソッキインドディアに対する当社の出資比率には、当社子会社であるオノエンタープライズ株式会社による間接所有分0.75%が含まれております。

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の状況に記載の6社を含む7社であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、計測機器、特注試験装置の製造販売およびそれら機器、装置等に関するサービスを主たる事業内容としており、その概要は次のとおりであります。

セグメントの名称	事業内容
計測機器	各種センサ類、回転・速度計測機器、寸法・変位計測機器、音響・振動計測機器、トルク計測機器、自動車性能計測機器、ソフトウェアおよびこれらのアッセンブルによるデータ解析機器等の製造販売
特注試験装置及びサービス	研究開発用途や品質管理用途の特注試験装置の提供、音響・振動に関するコンサルティングサービス、当社製品のアフターサービス、エンジニアリングサービス等
その他	損害保険代理業務および当社が所有する土地・建物管理、その他当社からの委託業務等

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所在地
本社・ソフトウェア開発センター	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
北関東営業所	栃木県宇都宮市
埼玉営業所	埼玉県朝霞市
首都圏営業所	神奈川県横浜市
沼津営業所	静岡県駿東郡
浜松営業所	静岡県浜松市
中部営業所	愛知県豊田市
関西営業所	大阪府吹田市
広島営業所	広島県広島市
九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所在地
オノエンタープライズ株式会社 本社	神奈川県横浜市
小野測器ソフトウェア株式会社 本社	神奈川県横浜市
株式会社 Sound One 本社	神奈川県横浜市
オノソッキテクノロジーインク 本社	米国イリノイ州
オノソッキ(タイランド) 本社	タイ王国ノンタブリ県
オノソッキインディア 本社	インド共和国ハリヤナ州
上海小野測器測量技術有限公司 本社	中華人民共和国上海市

(注) 株式会社Sound Oneは、2022年8月30日に設立いたしました。

(9) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
計 測 機 器	241 [75] 名	△14 名
特注試験装置及びサービス	303 [77]	△8
そ の 他	2 [8]	△1
全 社 (共 通)	41 [18]	△3
合 計	587 [178]	△26

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、シニア社員および契約社員は〔 〕内に年間の平均人員を外数で表示しております。

2. 全社（共通）に記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	3,100 百万円
株式会社みずほ銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,363,371株（普通株式）
（自己株式 1,836,629株を除く）
- (3) 株 主 数 4,159名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	668,500 株	6.45 %
桂 武	656,500	6.33
小野測器取引先持株会	530,650	5.12
小野測器代理店・特約店持株会	526,200	5.07
株式会社三菱UFJ銀行	507,740	4.89
小 野 雅 道	358,500	3.45
小野測器社員持株会	186,740	1.80
小 野 知 子	186,245	1.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	147,500	1.42
浜 名 由 佳 里	135,776	1.31

(注) 自己株式については上位10名に入りますが、上記の表からは除いております。また持株比率については、発行済株式の総数から自己株式の数を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

	株式会社小野測器 第1回新株予約権	株式会社小野測器 第2回新株予約権
発行決議の日	2017年3月17日	2018年3月16日
新株予約権の数	249個（使用人(執行役員)兼務分 87個を含む。）	325個（使用人(執行役員)兼務分 139個を含む。）
保有者数	取締役4名 （社外取締役を除く。）	取締役4名 （社外取締役を除く。）
目的となる株式の種類 および数	普通株式24,900株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式32,500株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり70,100円 （1株当たり701円）	新株予約権1個当たり78,500円 （1株当たり785円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）
権利行使期間	2017年4月27日から 2047年4月26日まで	2018年4月26日から 2048年4月25日まで

	株式会社小野測器 第3回新株予約権	株式会社小野測器 第4回新株予約権
発行決議の日	2019年3月14日	2020年3月16日
新株予約権の数	450個（使用人(執行役員)兼務分 192個を含む。）	717個（使用人(執行役員)兼務分 307個を含む。）
保有者数	取締役4名 （社外取締役を除く。）	取締役4名 （社外取締役を除く。）
目的となる株式の種類 および数	普通株式45,000株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式71,700株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり54,800円 （1株当たり548円）	新株予約権1個当たり43,200円 （1株当たり432円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）
権利行使期間	2019年4月25日から 2049年4月24日まで	2020年4月28日から 2050年4月27日まで

	株式会社小野測器 第5回新株予約権	株式会社小野測器 第6回新株予約権
発行決議の日	2021年3月16日	2022年3月18日
新株予約権の数	687個（使用人(執行役員)兼務分 212個を含む。）	753個（使用人(執行役員)兼務分 254個を含む。）
保有者数	取締役5名 （社外取締役を除く。）	取締役5名 （社外取締役を除く。）
目的となる株式の種類 および数	普通株式68,700株 （新株予約権1個につき100株）	普通株式75,300株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり48,300円 （1株当たり483円）	新株予約権1個当たり47,200円 （1株当たり472円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり1円）
権利行使期間	2021年4月27日から 2051年4月26日まで	2022年4月28日から 2052年4月27日まで

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の概要

株式会社小野測器 第6回新株予約権	
発行決議の日	2022年3月18日
新株予約権の数	130個
交付者数	執行役員10名
目的となる株式の種類および数	普通株式13,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり47,200円（1株当たり472円）
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり100円（1株当たり1円）
権利行使期間	2022年4月28日から2052年4月27日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
安井 哲夫	代表取締役・取締役会長	
大越 祐史	代表取締役・取締役社長	
猪瀬 潤	取締役、常務執行役員、 建設業業務担当、 営業本部長	
濱田 仁	取締役、常務執行役員、 製造本部長、 経営企画室長、 宇都宮テクニカル&プロダクトセンター長	
葛西 功	取締役、上席執行役員 開発設計本部長、 標準設計ブロック長、 横浜テクニカルセンター長	
飯田 訓正	取締役	
木村 岩雄	取締役	
金子 孝雄	常勤監査役	
庄山 俊彦	監査役	
藤 康範	監査役	

- (注) 1. 取締役飯田訓正および木村岩雄の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 取締役飯田訓正氏は、大学および学術研究団体等における豊富な経験と幅広い見識等を有しております。
 3. 取締役木村岩雄氏は、他社における会社経営、リスク管理分野での勤務経験により培われた見識を有しております。
 4. 監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏は、金融機関での勤務経験および会社経営により培われた深い知識・経験を有しております。
 6. 当社は取締役飯田訓正、木村岩雄、監査役金子孝雄、庄山俊彦および藤 康範の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 7. 2022年3月18日開催の第68回定時株主総会において、木村岩雄氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
 8. 2022年3月18日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、後藤泰宏および片岡啓治の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社子会社の取締役、監査役および執行役員

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約のすべての被保険者について、特約部分も含めその保険料は会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の決定方針に関する事項

イ. 基本方針

- ・ 当社の取締役報酬は、取締役が継続的かつ中長期的な業績向上のために企業家精神を発揮し、経営方針を実現し株主の期待に応えることに資するものとし、報酬の水準については、当社の発展を担う有為な人財を確保できる水準を目標としております。
- ・ 当社では、取締役報酬に関して公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として、その委員の過半数が独立役員で構成される報酬委員会を設置しております。
- ・ 当社は、取締役会の決議により上記方針を含む取締役報酬内規を定め、また報酬委員会を設置して運用しております。

ロ. 報酬体系

- ・ 取締役報酬の体系については、基本報酬としての「固定報酬」、短期および中期の会社業績および担当する事業業績を反映する「業績連動報酬」、株主目線での経営や中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」（ストックオプション）で構成しております。
- ・ 総報酬および「固定報酬」は、定期的に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定しております。
- ・ 「業績連動報酬」は、会社の業績水準（連結受注高、連結売上高および連結営業利益）および取締役の年度業績目標の達成度により決定しております。その算定方法は、目標水準を達成した場合を1とすると、その達成度に応じて0から2.5までの範囲で算定しております。
業績水準の評価指標として連結受注高、連結売上高および連結営業利益を選定した理由は、当社グループの持続的な企業価値向上に対する貢献度を測る指標として適切であると判断したためであります。なお、当事業年度の連結受注高は11,201百万円、連結売上高は10,928百万円および連結営業利益は55百万円となりました。
- ・ 「株式報酬」は、業績向上と企業価値向上に対する貢献度や株式重視の経営意識を高めることを目的として、役位別にストックオプションとしての新株予約権を付与しております。
- ・ 社外取締役の報酬については、その役割に応じた水準の「固定報酬」のみとしております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 当社の取締役報酬の「固定報酬」および「業績連動報酬」の合計額は、1992年3月27日開催の第38回定時株主総会において月額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。
- ・ 当社の取締役報酬の「株式報酬」の額は、2017年3月17日開催の第63回定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。
- ・ 当社の監査役報酬の額は、2015年3月13日開催の第61回定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の決定方法および委任に関する事項

- ・ 取締役の個人別の「固定報酬」および「業績連動報酬」の報酬額は、株主総会で決議された上限の範囲において、取締役会の一任を受けた取締役社長が報酬委員会の答申および取締役報酬内規に基づき決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社の経営状況を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の遂行状況等の評価を行うには代表取締役である取締役社長が最も適していると判断したからであります。
- ・ 当事業年度の報酬については、各取締役の「固定報酬」は役位に応じて、「業績連動報酬」は各取締役の職務遂行状況等の評価をもって、代表取締役社長の大越祐史が決定いたしております。また、「株式報酬」は、2022年4月26日開催の取締役会において各取締役に対する新株予約権の付与個数を決定いたしました。
- ・ 取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、取締役会の諮問による報酬委員会の答申や取締役報酬内規等に基づく審議を経ていることで、その決定方法および決定内容が当該決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	9 名 (3)	85 百万円 (18)	18 百万円 (-)	23 百万円 (-)	127 百万円 (18)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	32 (32)	- (-)	- (-)	32 (32)
計	12	118	18	23	160

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
 2. 株式報酬の額は、株式報酬型ストックオプションとして取締役に付与した当事業年度分の新株予約権に係る費用計上額を記載しております。
 3. 上記報酬等の額のほか、社外役員が当社子会社から役員として受けた報酬額は1百万円です。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	飯田訓正	17回中17回	—	取締役会において主に大学での研究指導、学術研究団体等における豊富な経験からの発言を行っております。
取締役	木村岩雄	就任後 13回中13回	—	取締役会において主に他社における企業経営、リスク管理分野での豊富な経験と見識からの発言を行っております。
監査役	金子孝雄	17回中17回	23回中23回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	庄山俊彦	17回中17回	23回中23回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。
監査役	藤 康範	17回中17回	23回中22回	取締役会および監査役会において主に他社における経営経験からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	36 百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画における監査内容・監査時間・配員体制、報酬見積の計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額については同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人に法令・定款および社会規範の遵守を徹底するため、当社グループ全体のコンプライアンス体制に係る規程を制定する。また、当社グループの横断的なコンプライアンス体制を整備するため、行動規範（コンプライアンス・マニュアル）等の作成、教育・研修の実施など、コンプライアンスに関する取り組みを行うこととする。

当社グループの取締役および使用人が、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の通報およびその内容・対処案が取締役会・監査役会に報告される体制に係る内部通報規程を制定し当該体制を整備、運用する。

内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、その取扱は当社社内規程およびそれに関する管理マニュアルを整備してこれらに従い適切に保存・管理する。

取締役および監査役は常時文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する体制を整備するため、当社グループ全体のリスク管理に関する規程の制定を行い、リスク管理委員会の設置と、その下にリスクカテゴリー（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、輸出管理、環境、災害等）毎の分科会を置くこととする。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理を総括し、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認等を行い、また損失の危険のある事態が生じた場合に、その内容・対処案が当社の取締役会・監査役会に報告される体制を整備することとする。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営組織として取締役会を頂点とし、その下に経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等を設置し、年度計画に基づく目標達成のため、経営判断・業績報告・業務の進捗状況確認等を行う。

取締役会は毎月1回定例で開催し、取締役会規則に定められている付議事項および付議基準に該当する事項について審議する。また、取締役会では月次の業績の報告と、その内容について各担当取締役に結果の要因分析とその改善策等を報告させる。

経営会議は隔週1回定例で開催し、取締役、常勤監査役、執行役員全員が出席する。経営会議では経営会議規程に基づき業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行い、経営効率を向上させる。

日常の業務執行に際しては、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、権限を委譲された各部署の責任者は当該権限の範囲で意思決定を行い、業務を執行する。また、各部署の責任者が取締役、常勤監査役に対しその業務執行状況の報告を各四半期終了の翌月に総務部門を通して提出する。

- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社子会社の業務執行の状況を確認するため、当社の定める子会社管理規程に基づき、一定の事項について子会社に対し当社への報告・承認を義務づけるとともに、当社の各四半期終了の翌月に開催される経営会議において、当社の子会社担当取締役の出席のもと当社子会社の取締役等を出席させ情報の共有化を進める。

- ⑥ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 当社の定める子会社管理規程に基づき、当社の子会社担当取締役等および子会社代表取締役をメンバーとする会議を設置し、当社グループ全体の経営目標を見据えた当社子会社の経営（事業計画、資金計画、業績評価、組織・人事管理等）に関する事項を策定するとともに、これに伴う業務について当社の関係部門からの業務提供を行う。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する当社社内規程を整備し、次の事項を明記するとともに当該規程を実施、運用する。
- ・ 監査役の職務を補助する部門を内部監査部門または総務部門とし、監査役は内部監査部門または総務部門所属の使用人に監査役業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・ 当該使用人は監査役の指揮命令に関して、取締役、所属部署長等の指示・命令を受けないものとする。
 - ・ 当該使用人は監査役の指揮命令に従う。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 当社グループの役員および使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の各監査役の要請に応じて主に次の事項につき報告および情報提供を行う。
- ・ 業績および業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 月次の経営状況として重要な事項
- 当社グループの役員および使用人は、主に次の事項については発見次第、直ちに監査役に報告を行う。また、当該事項につき通報体制の担当部署が通報を受けた場合等は、当該部署担当者等より監査役に報告を行う。
- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
- ⑨ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社の監査役に報告を行った当社グループの役員および使用人等に対しては、内部通報規程に定められている通報者に対する不利な取扱いの禁止および不利な取扱いをした者への処分に関する規定と同様の取扱いをすることとする。
- ⑩ 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払、負担した債務の弁済等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務等の支払等の処理を行う。
- ⑪ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制
 当社の常勤監査役は、業務執行の状況を把握するため、経営会議、トップマネジメントミーティング、営業会議等の重要な会議に出席する。また、各監査役は必要に応じて業務執行に関する文書等を閲覧し、取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- ⑫ 財務報告に係る内部統制の強化
 金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制の整備に関し、財務報告の信頼性の確保および資産の保全を達成するために「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に組み込み、当社内のすべての者によって遂行されるプロセスを確立する。

これらを具体的に実施するにあたり、必要な体制を整備し、運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

当社は、コンプライアンス規程に基づき、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス体制の運用強化およびコンプライアンスに関する問題・課題等の審議・解決を図ることとしております。また、当社各部門および当社子会社にコンプライアンス推進責任者を選任しており、各部門・子会社内でのコンプライアンス規程等の周知などコンプライアンスの推進を図っております。

当社は、内部通報規程に基づき当社内外において内部通報の通報受付窓口を設置しております。通報窓口利用の実効性を上げるため当社外に委託している通報窓口を2カ所といたしております。

② リスクマネジメント

当社は、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しております。当該委員会は、定期的（2カ月に1回）に開催しており、当社グループのリスク管理を統括するとともに、各リスクカテゴリーの分科会よりリスク管理状況の報告を受け、新たに特定されたリスクの評価および顕在化したリスクへの対応等を行っております。

③ 取締役の職務執行

当社の取締役は、その職務の執行を効率的に行うために、定期的で開催される取締役会（毎月1回および臨時）、経営会議（隔週1回）、トップマネジメントミーティング（毎四半期2回）および営業会議（第2・4四半期各1回）に出席し、経営判断・業績の報告・業務の進捗確認を行っております。

当社子会社の各代表取締役は、当社営業会議に出席するとともに、営業会議と同時期に当社子会社担当取締役等も同席する当社子会社の経営事項に関する会議に出席していません。

④ 監査役の監査

当社の監査役は、定期的で開催される監査役会（毎月1回および臨時）ならびに取締役会（毎月1回および臨時）に出席するとともに、常勤監査役においては、経営会議、営業会議、リスク管理委員会、情報管理委員会、コンプライアンス委員会およびJ-SOX推進委員会等の重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

当社は、監査役への補助および報告に関する規程を制定いたしております。当該規程において監査役の職務を補助すべき使用人の設置、監査役への報告義務および監査役への報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。

⑤ 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、J-SOX推進委員会を設置しており、内部統制評価計画書に基づき、当該委員会の委員が財務報告に係る内部統制の評価を実施しております。当該委員会は、年間4回開催され、財務報告に係る内部統制の評価内容等の報告が行われました。

⑥ 内部監査

内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査計画を作成し、当社および当社子会社の内部監査を実施いたしました。監査結果は被監査部門に通知され、必要に応じて是正処置がとられております。内部監査実施結果は取締役会に報告されております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保充実を図るとともに、株主各位に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして認識し、連結業績に応じた利益配分を基本に連結配当性向30%を目安として、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

各事業年度の配当金額は、当該事業年度の業績およびキャッシュ・フローの水準、設備投資計画等を踏まえて決定することとし、内部留保金の使途につきましては、今後の事業展開への備えに投入していくこととしております。

配当につきましては、取締役会決議による中間配当および期末配当の年2回を行うこととしております。なお、当社は「当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めております。

当期の利益配当につきましては、上記の方針および当期の業績等を踏まえ、中間配当は見送り、期末配当においては1株あたり期末配当金5円とさせていただきます。これにより、年間配当額は1株当たり5円となります。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

株式会社 小野 測 器
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 誠 三 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社小野測器の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小野測器及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月16日

株式会社 小野 測 器
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠 三 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社小野測器の2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月16日

株式会社 小野測器 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 金子孝雄 ㊟
社外監査役 庄山俊彦 ㊟
社外監査役 藤康範 ㊟

以上

別紙3 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸借対照表

小野測器ソフトウェア株式会社

令和4年12月31日現在

単位：円

資産の部

【流動資産】			
現金及び預金	23,391,539		
売掛金	4,022,227		
前払費用	50,355		
		流動資産合計	27,464,121
【固定資産】			
(投資その他の資産)			
繰延税金資産	238,266		
		投資その他の資産合計	238,266
		固定資産合計	238,266
		資産の部合計	27,702,387

負債の部

【流動負債】			
未払法人税等	1,818,100		
未払事業税	410,200		
未払消費税等	2,195,200		
関係会社未払費用	610,543		
未払費用	291,939		
賞与引当金	252,000		
		流動負債合計	5,577,982
		負債の部合計	5,577,982

純資産の部

【株主資本】			
資本金			10,000,000
[利益剰余金]			
利益準備金			
繰越利益剰余金	12,124,405		
		利益剰余金合計	12,124,405
		株主資本合計	22,124,405
		純資産の部合計	22,124,405
		負債・純資産の部合計	27,702,387

損 益 計 算 書

小野測器ソフトウェア 株式会社

自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日

単位：円

【売上高】

業務受託料収入	32,400,000	
コンサルティング収入	11,781,092	44,181,092

【販売費及び一般管理費】

広告宣伝費	67,574	
役員報酬	11,265,000	
給料手当	16,407,600	
賞与引当金繰入額	252,000	
退職給付費用	956,949	
法定福利費	2,731,371	
厚生費	83,587	
旅費交通費	431,329	
通信費	1,391	
交際費	20,992	
貸借料	65,132	
リース料	17,364	
地代家賃	864,000	
消耗品費	116,916	
教育費	8,400	
図書費	600	
支払手数料	2,653,196	
諸会費	2,500	
租税	12,324	
保険料	90,808	
雑費	151,200	36,200,233

営業利益

7,980,859

【営業外収益】

受取利息	170	
雑収入	120	290

経常利益

7,981,149

税引前当期純利益

7,981,149

法人税、住民税及び事業税

2,700,525

法人税等調整額

65,281

当期純利益

5,215,343

株主資本等変動計算書

小野測器ソフトウェア 株式会社

自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日

単位：円

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
令和4年1月1日残高	10,000,000	-	6,909,062	6,909,062	16,909,062	16,909,062
会計年度中の変動額						
剰余金の配当						
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積み立て						
当期純利益			5,215,343	5,215,343	5,215,343	5,215,343
会計年度中の変動額合計	-	-	5,215,343	5,215,343	5,215,343	5,215,343
令和4年12月31日残高	10,000,000	-	12,124,405	12,124,405	22,124,405	22,124,405

1. 企業集団の状況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大、世界的な半導体部品等の供給不足や、ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格の高騰、急速な円安の進行、さらには中国における対コロナ政策による物流等への影響など、引き続き不透明な状況が継続しました。このような事業環境のなか、当社ではソフトウェアのオフショア開発が進み、開発委託量は順調に伸び、当会計年度の売上高は4千4百18万円（前年比3百96万円増）、販管費および一般管理費は、3千6百20万円（前年比97万円減）とほぼ計画通りに推移しました。その結果、経常利益は7百98万円、当期純利益は5百22万円となりました。

[オフショア開発の状況]

ベトナム国内の景気回復やFPTの好調な業績による人員不足のなか、委託量の増加に伴う当社からの10名を超える増員要請に対し、ほぼ要望通りにチーム体制を整えました。5カ月に渡り30名を超える体制になりましたが、ラボのPMやチームリーダー、ブリッジSE等が上手くチームを纏め、期待する日程・品質で各作業成果物を納めることができました。

自動車開発関連システムのソフトウェア開発グループは、「FAMS-R6」開発を行い、ラボ要員を一定期間増員することで、短期間で開発することができました。

音響・振動関連ソフトウェアの開発グループは、0-Solution Ver.3.0の開発を行いました。主要委託担当者の交代直後に、ラボとの情報共有不足から計画が曖昧なまま作業が進んでしまう状況がありましたが、現在は改善されています。

次に、SoundOneの開発グループは、開発も順調に推移し、ラボ要員も増えていきます。開発初期は、委託範囲や進め方の合意が上手く行かず、納期・品質ともに望む結果にならないこともありましたが、現在は開発プロセスの共有や定着が進み、改善傾向にあります。10月からは専任のブリッジSEを採用してラボ側に配置する初の試みも実施しています。

[人材育成の状況]

2019年に開始したグローバル人材育成のためのIT研修は、新型コロナウイルスの影響で、昨年につき本年度も実現が出来ず残念な結果となりました。コロナウイルス感染症が落ち着いたら、2023年度中にも開始する予定です。

[その他]

本格的にFPTソフトウェアによるオフショアを開始し4年が経過し、本年度はピーク時で30名、平均で毎月27名のラボチームとなりました。本社のオフショア委託料は年間で1億1千8百万円となり、コロナ禍の影響を受けずに順調に推移しています。

(2) 設備投資等の状況

当期中は、設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当期中に、資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

- オフショアの品質と生産性の向上に継続的に取り組むにあたり、その効果が見える化する必要があります。見える化のためにメトリクスによる定量的評価を確立します。

- FPT ソフトウェアも必ずしも人材が豊富とは言えないので、FPT ソフトウェアとの情報共有を密にして、タイムリーに人材を確保できるようにします。
- オフショアをリードする社内の人材を育成します。

(5) 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社への出資比率	主要な事業内容
株式会社小野測器	71億3420万円	100%	計測機器製造販売

(6) 主要な事業内容

- プロジェクトに参画し管理や支援、指導を行います。事務局も担います。必要に応じてトレーニングを計画し導入します。
- プロジェクトマネジメントや開発の基準・標準を策定して、組織内のプロジェクトに基準・標準の適用を促します。
- オフショアに関する契約、計画策定を支援します。

(7) 主要な営業所

1 当社

名 称	所 在 地
本 社	神奈川県横浜市

2 親会社

本社・ソフトウェア開発センター	神奈川県横浜市
横浜テクニカルセンター	神奈川県横浜市
宇都宮テクニカル&プロダクトセンター	栃木県宇都宮市
北関東営業所 他 9 営業所	栃木県宇都宮市他

(8) 従業員の状況

2022年12月31日現在

従業員数 2名

平均年齢 51歳

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行する株式の総数 800株
- (2) 発行済株式の総数 200株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主 株式会社小野測器 (持株比率100%)
- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

取締役および監査役

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
橋本 善博	取締役社長（代表取締役）	株式会社小野測器 顧問
関口 昌幸	取締役	当社 グループ マネージャー
佐藤 重雄	取締役	株式会社小野測器 執行役員
庄山 俊彦	監査役	株式会社小野測器 監査役

監査証明書

2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監督したので、その方法及び結果につき、以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

毎月の取締役会に出席し、担当取締役から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また重要な報告書等を閲覧しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその付属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

（1）事業報告の監査結果

- ① 事業報告は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその付属明細書の監査結果

- ① 計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年2月13日

小野測器ソフトウェア株式会社

監査役

庄山 俊彦 